平成２５年（フ）第６９２７号
神奈川県川崎市麻生区片平４丁目22―３―105
破産者　下澤　浩一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９９２号
千葉県習志野市実籾１―31―８　和道工業株式会社実籾支所内、住民票上の住所東京都葛飾区高砂５丁目56―９　和道工業内
破産者　日高　重光
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０２５号
千葉県柏市柏３丁目９―９―304
破産者　亀井　和彦
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０３９号
東京都品川区東品川３丁目１―21―301
破産者　小林　信行
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４４号
東京都杉並区上井草３丁目19―18―308
破産者　前川　利一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０９７号
埼玉県八潮市大字２丁目148―111
破産者　高橋　美子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８２号
東京都千代田区神田須田町１丁目４番６号
破産者　株式会社ピアッツァ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８３号
東京都板橋区高島平１丁目74―10―302
破産者　田中　勝雄
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８４号
東京都練馬区豊玉上１丁目23―７―301
破産者　田中百合子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３５１号
東京都台東区元浅草３丁目14番12号
破産者　株式会社アートタックプリンティング
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８４号
神奈川県横浜市旭区上白根町795　市営ひかりが丘住宅５―２―405
破産者　金田　長紀
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６４０号
神奈川県川崎市麻生区栗平２丁目３―１―208
破産者　飯島　真帆
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５５号
神奈川県川崎市高津区久地４丁目２―７―301
破産者　梅津　由修（旧姓東海林）
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７８５号
神奈川県相模原市南区古淵５丁目13―13
破産者　高橋　佑介
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８３２号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保72―17
破産者　鴫原　英暢
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８４０号
東京都港区南青山５丁目16番１号
破産者　有限会社アリスワールド
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８４１号
東京都港区西新橋３丁目17―７―2102
破産者　中西　智之（旧姓櫻井）
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６５号
埼玉県所沢市元町28―９―1304
破産者　池ノ谷麻子（旧姓平井）
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２０号
東京都渋谷区桜丘町21番12号
破産者　有限会社アド・ビー
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２１号
神奈川県座間市西栗原１丁目４―１　ハイム座間西原１―102
破産者　中山　新吉
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４８号
東京都立川市砂川町７丁目49番地の９
破産者　株式会社三立工業
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３９７号
東京都新宿区新宿５丁目11番13号
破産者　株式会社ティー・エム・エス
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部